

令和4年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	令和4年7月4日（月）10時00分～11時10分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員（5名） 川口俊一 志賀玲子 原田いづみ 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（4名） 白石裕治 和るりか 日高実禎 三浦辰男（敬称略）
	使用者代表委員（4名） 岩重昌勝 岩元義弘 瀬平秀人 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（4名） 中所労働局長 中村労働基準部長 勝田賃金室長 松下賃金室長補佐
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について 2 令和4年度鹿児島県最低賃金改正諮問について 3 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用について 4 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について 5 運営小委員会の委員の指名について 6 今後の日程調整について 7 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 8 その他
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第55期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿 2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定（案）・実績表 3 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（写） <ol style="list-style-type: none"> （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 鹿児島県特定（産業別）最低賃金に係る適用労働者数等の通知について <ol style="list-style-type: none"> （1）自動車（新車）小売業 （2）電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて <p>机上配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考資料1（経済情勢等参考資料）…資料1～資料14 ・参考資料2（運営規程関係資料）…①～⑤ <p>審議会進行時の配付資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写） ・令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局（案）

○ 勝田賃金室長

定刻になりましたので、令和4年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、本年度最初の審議会でございます。また、委員の辞任に伴う新たな委員を任命いた

しましたので、開催に先立ちましてご出席の委員の皆様をご紹介します。

お手元の青色のインデックスの資料番号1に、委員名簿がございますのでご覧ください。

公益委員の川口委員、労働者代表委員の和委員、使用者代表委員の瀬平委員、合わせて3名の方が、新たに就任されました。

それでは、名簿の記載順に従いましてご紹介いたします。

それではまず、公益委員からご紹介いたします。

川口委員でございます。

○ 川口委員

川口です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

志賀委員でございます。

○ 志賀委員

志賀です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

原田委員でございます。

○ 原田委員

原田です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

松枝委員でございます。

○ 松枝委員

松枝です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

山本委員でございます。

○ 山本委員

山本です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。

喜納委員は、本日欠席でございます。

白石委員でございます。

○ 白石委員

白石です。よろしく申し上げます。

- 勝田賃金室長
和委員でございます。
- 和委員
和です。よろしく申し上げます。
- 勝田賃金室長
日高委員でございます。
- 日高委員
日高です。よろしく申し上げます。
- 勝田賃金室長
三浦委員でございます。
- 三浦委員
三浦です。よろしく申し上げます。
- 勝田賃金室長
続きまして、使用者代表委員をご紹介します。
岩重委員でございます。
- 岩重委員
岩重です。よろしく申し上げます。
- 勝田賃金室長
岩元委員でございます。
- 岩元委員
岩元です。よろしく申し上げます。
- 勝田賃金室長
瀬平委員でございます。
- 瀬平委員
瀬平です。よろしく申し上げます。
- 勝田賃金室長
濱上委員でございます。

- 濱上委員
濱上です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
森山委員は、まだお見えでございません。
最後に事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。
鹿児島労働局長の中所でございます。

- 中所労働局長
中所です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
労働基準部長の中村でございます。

- 中村労働基準部長
中村です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
賃金室長補佐の松下でございます。

- 松下賃金室長補佐
松下です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
そして私、賃金室長の勝田でございます。
本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。
それでは、本年度の第1回の審議会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行役を除きまして、ご発言いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、よろしくお願いいたします。
それでは、本年度1回目の審議会でございますので、審議に先立ちまして、中所労働局長よりご挨拶を申し上げます。

- 中所労働局長
皆様おはようございます。労働局長の中所でございます。
本日は、ご多忙の中、ご出席いただき、ありがとうございます。
日頃より、鹿児島地方最低賃金審議会の運営にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。
昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の先が見通せない中で、中央最低賃金審議会から示された目安額が、全国一律28円という状況におきまして、大変厳しい日程の中で、長時間に

亘り熱心なご審議をいただきましたことに対して、感謝申し上げます。

今年度も、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況の中、加えて、ウクライナ情勢による雇用・経済への影響も厳しいものがありますが、鹿児島県における生計費・賃金水準・事業の賃金支払能力を考慮していただき、鹿児島県の経済実態にマッチした最低賃金となりますようご審議をお願いしますとともに、審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたり、私からのご挨拶とさせていただきます。本年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 勝田賃金室長

それでは、議事に入らせていただく前に、会長の確認をさせていただきます。鹿児島地方最低賃金審議会委員の任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間となっておりますので、昨年度に続きまして、会長は山本委員とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。

なお、昨年度、会長代理の石塚委員が辞任されましたので、この後、会長代理の選出をお願いいたします。

それでは、ご確認いただきましたので、これからの進行につきましては、山本会長にお願いします。

○ 山本会長

皆様、おはようございます。山本でございます。

また、この時期がやってまいりました。あれから、1年たったのだと思いますけれども、依然として、コロナが収束せず、しかも、県内では、300人前後で高止まりしていることがずっと続いております。非常に心を痛めております。加えて、ウクライナ情勢の悪化等によって原材料費等が値上げして、それこそ日々、また値上げだ、値上げだというような報道が続いておりました。働く人たちの生活というのは、ますます追い詰められているのだろうと思います。加えて、この事態をどう乗り越えるのかというところで、経営者、事業家の皆様方も、本当に一生懸命お考えになって様々な手を打っておられるのだろうと考えております。この最低賃金というのは、やはり最低賃金法自体が働く労働者の生活の安定ということを目指した審議会でありまして、そこで収斂していかなければならない。そのうえで、労働者の生活の安定とか、労働力の質の向上であるとか、あるいは、公正競争の確保といったようなことは配慮しながら、今後、審議を進めていかなければいけませんので、かなり厳しいといいたまいますか、困難な議論になっていかざるを得ないと思っています。大変かと思いますが、皆様方のご協力をいただきまして、スムーズに進みますことをよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、本年度第1回の鹿児島地方最低賃金審議会の審議を開始いたします。まず、本審議会の成立について事務局より報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日、今現在の出席委員は、公益委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名の合計13名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますことを、ご報告いたします。

○ 山本会長

この会議が、有効に成立しているということですので、ただいまから審議を開始いたします。先ほど、事務局からの説明がありましたとおり、前回の会議には、石塚会長代理がいらっしゃったが、今回辞任されましたので、会長代理の選出に入りたいと思います。

この問題につきましては、最低賃金法第24条第2項によって、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙するところという規定になっておりますので、従来、慣例によりまして公益委員より候補を推薦するというにしておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、6月20日に開催しました公益委員会におきまして、協議済みでありまして、公益委員会からは会長代理として松枝委員を推薦したいということに決しておりますが、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

どうもありがとうございます。それでは、ご承認いただいたということで、会長代理は松枝委員にお願いしたいと思います。

次に、会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

それでは、会議の公開につきまして、ご説明いたします。

会議の公開は、お手元にお配りしました赤色のインデックスの資料2の①によりますと鹿児島地方最低賃金審議会運営規定第6条により、審議会は原則として公開するとなっております。

事務局では、赤色のインデックスの資料2の④の鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領に基づき、会議開催の周知を行いましたところ、5名の傍聴希望がございました。また、数社のテレビ、新聞等の記者の方が取材を希望されており、ただ今、会議室の外で待機していただいております。

公開要領によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとしております。

青色のインデックスの資料2の上段、本審の欄に記載しておりますが、第1回本審から第4

回本審までの各議題につきましては、毎年、お諮りしている定例的な議題でございますので、今年度も、定例的な議題に関しましては、第1回本審から第4回本審まで一括して、公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、会長のご判断をお願いいたします。

それでは、第4回本審までの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、会長にご判断をお願いいたします。

○ 山本会長

ただ今、説明がありましたように、審議会の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領がございまして、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うとされております。

私としましては、この議題のうち、資料2に記載されている定例的な議題につきましては、内容上非公開にする必要は全くないと考えておりますので、傍聴と取材あるいは、会議資料の配付をお認めするしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、ご異議がないということで、そのように扱わせていただきます。それでは、傍聴と取材を認めるということになりましたので、事務局は傍聴の方、取材希望者の中に入れていただきたいと思います。

(傍聴人、取材者入室)

○ 山本会長

それでは、傍聴の方がお入りなされたようですので、審議を再開いたします。

本日の議題は、皆さんのお手元にあります資料の裏側にその他も含めて8つあるかと思いません。

まず、1番目の議題です。令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてです。

この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

令和4年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営について、ご説明いたします。

お手元の資料で、青色のインデックス2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表、A3サイズの横長の資料をご覧ください。表の上側は、令和4年度の審議会運営予定案、表の下側は、令和3年度の審議会運営実績になっております。令和4年度の審議会運営予定案は、令和3年度の審議会運営実績を踏まえ作成したものでございます。

まず、はじめに、令和4年度審議会の流れの特徴などにつきましてお話いたします。本年度の審議会の流れの特徴としまして、昨年度は、オリンピック開催に伴い、中央最低賃金審議会の開催時期が1週間程度早まりました。そのため、地方最低審議会における審議の一部審議につきましては、例年より開催時期が若干早まったところですが、日程的には、例年どおりにな

っております。

また、審議会運営予定案の作成におきましては、県最賃の早期発効に配慮しています。県最賃の発効日につきましては、全国的にも10月1日発効を目標とすることが定着しております。当局でも10月1日発効を目標としております。10月1日発効を前提とした場合、極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されますので、委員の皆様方には、ご協力の程よろしくお願い致します。

青色のインデックス3としまして、令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表をお付け致しました。一覧表の1枚目は、地域別最低賃金の場合が掲載されております。一覧表の上の方に、項目としまして、答申、異議申出締切、官報公示、発効と書かれております。一番右の発効欄をご覧ください。発効欄の上から5番目から7番目に、10月1日土曜日と書かれております。5番目の行の一番左を見ていただきますと、答申8月5日金曜日となっております。日程表的には、8月6日土曜日と8月7日日曜日でも可能ではありますが、現実的には、8月5日金曜日となります。つまり、地域別最低賃金の発効予定日を10月1日金曜日にするためには、答申期限は、8月5日金曜日となります。

一方、産業別最低賃金につきましては、一覧表の2枚目に掲載されております。2枚目裏面の一番右の項目、発効欄をご覧ください。12月31日土曜日と赤字で書かれている行を一番左にたどっていただきますと、11月1日火曜日となっております。つまり、産業別最低賃金を年内発効する場合、答申期限は11月1日火曜日となります。

続いて、青色のインデックス2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定案・実績表に関して、表の上側に書かれています、令和4年度の審議会運営予定について、その流れについて説明致します。

表の左端には審議会の種類が書かれております。上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係製造業専門部会、自動車（新車）小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおります。それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況になっております。下側に書かれている令和3年度実績をご覧ください。表の中に日付が入っています。この日付は、それぞれの審議会開催日を記載しております。括弧内は令和2年度の実績となります。上側に書かれている令和4年度審議会運営予定につきましては、開催時期を括弧書きで記載しております。

次に、表中の丸数字でございます。下側の場合は、昨年度の審議会等の開催順番を示しております。上側の場合は、本年度における審議会のおおよその開催順番であるご理解いただきますようお願い致します。それでは、表の上側に書かれています令和4年度審議会運営予定について、①から⑰まで、順番に説明致します。

①第1回公益委員会についてです。先日、6月20日、この会議室において、公益委員全員にご参加いただき開催いたしました。会議では、公益委員の役割分担などを協議していただきました。

②第1回本審についてです。地方最低賃金審議会での諮問は、中央最低賃金審議会での目安諮問を受けて開催することになっております。6月28日に中央最低賃金審議会での目安諮問があったことを踏まえて、本日、第1回本審を開催させていただきました。

③県最賃専門部会委員の推薦公示と④県最賃専門部会の委員任命についてです。県最賃専門部会につきましては、本日の県最賃改正諮問後、公示期間を2週間程度として県最賃専門部会委員の推薦公示を行います。そして、公示期間を経て、専門部会委員を任命させていただきます。

す。

⑤第2回公益委員会についてです。目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催致します。

⑥第2回本審についてです。第2回本審は、中央最低賃金審議会の目安答申が行われた後に開催することとなります。

⑦第1回県最賃専門部会、⑧第2回県最賃専門部会、⑨第3回県最賃専門部会、⑩第4回県最賃専門部会、⑪第5回県最賃専門部会についてです。例年、3回から5回の専門部会で結審しているところです。

⑫第3回本審についてです。第3回本審については、県最賃専門部会で結審した場合、その当日に、第3回本審を開催していただき、答申をいただくことを考えております。

⑬最賃決定要旨の公示についてです。第3回本審で改正の答申をいただいた場合は、直ちに審議会の意見の要旨を公示することとなります。意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内となっております。

⑭第1回運営小委員会、⑮第2回運営小委員会についてです。産業別最低賃金の改正等の申出が例年どおりなされた場合には、第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。そして、運営小委員会において、改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最低賃金について、第4回本審において、必要性の答申、改正諮問を行い、それぞれの専門部会においてご審議いただくこととなります。

⑯第4回本審についてです。第4回本審は、公示した答申内容に関して異議申出が出された場合に、その申出についてご審議いただくこととなります。基本的には、異議申出締切の翌日に開催することとなります。

⑰最賃決定の官報公示についてです。第4回本審で、異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

以上、本年度の審議会の流れについて説明致しました。

なお、具体的な開催日時につきましては、後ほどご説明させていただきます。

これで説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

ただ今、事務局から説明がありましたスケジュールにつきまして、何かご質問やご意見はありますでしょうか。ほぼ例年どおりということかと思いますが。

○ 山本会長

それでは、特にご異議がないようですので、今年度の審議会運営につきましては、概ね資料2のご提案に従って運営していきたいと思っております。ただし、突発的な事柄が発生するということがあった場合は、これ以外にも適宜開催するということがありますので、その点はお含みおきいただきたいと思っております。

それでは、2つ目の議題に入ります。2つ目の議題は、令和4年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてです。

事務局は、諮問文の準備をお願いします。

○ 中所労働局長

私から、鹿児島県最低賃金の改正につきまして、最低賃金法第 12 条の規定に基づいて諮問いたしますが、簡単に経済状況などの背景をご説明いたします。

最近の経済情勢は、6月の月例経済報告によりますと、景気は、持ち直しの動きがみられるとされており、鹿児島県の景気は、日銀鹿児島支店の鹿児島県金融経済概況によりますと、年明け以降、このところ足踏み状態となっているとの表現が続いていましたが、5月以降、緩やかに持ち直していると分析されております。

また、鹿児島財務事務所が4月に発表した鹿児島県内の経済情勢報告によりますと県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、持ち直しつつあるとの判断もなされているところです。

加えて、県内の雇用情勢につきましては、5月の有効求人倍率が1.36倍と73か月連続で1倍台を維持し、昨年7月以降は、全国の有効求人倍率を上回る状況が続いております。新型コロナウイルスの感染状況が高止まりして、求職活動を手控える人が多い中ですが、従来からの人手不足分野の求人については、改善の動きが進んでいる状況にあります。

こうした中、本年6月7日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画におきまして、人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生計費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかり議論するとされています。

これから本年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げた県内の経済情勢等を踏まえて、最低賃金額の改定が必要であると判断しました。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済・雇用情勢、九州・沖縄ブロックの動向等に加えて、今申し上げました経済財政運営と改革の基本方針2022と新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の内容にも配慮してご審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、当局としても、最低賃金引き上げの影響が大きい業種や中小企業・小規模事業者の生産性や経営力の向上を支援するため、今後一層、業務改善助成金や働き方改革推進支援センターの周知や活用促進に取り組んでまいります。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

鹿労発基 0704 第 1 号、令和 4 年 7 月 4 日。鹿児島地方最低賃金審議会会長、山本晃殿。鹿児島労働局長、中所照仁。最低賃金の改正決定について（諮問）。最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、鹿児島県最低賃金（昭和 55 年鹿児島労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針 2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

よろしく願いいたします。

(中所労働局長から山本会長へ諮問文を手交)

○ 山本会長

ただ今、諮問文を頂戴しましたので、今後審議に努めてまいりたいと思います。それでは、中央最低賃金審議会のスケジュールにつきまして、事務局より報告をお願いします。

○ 勝田賃金室長

先ほど、松下補佐から予定をご説明しましたが、今年度の中央最低賃金審議会の審議状況でございます。6月28日火曜日に中央最低賃金審議会が開催されて目安諮問がなされ、同日、第1回目の目安小委員会が開催され、今後、第2回目が7月12日、第3回目が7月19日、第4回目が7月25日と聞いていますので、7月下旬に審議会を開催し、目安答申が行われることとなっています。これは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではありません。

今後の日程につきましては、審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきましては、入り次第、委員の皆様にはメール等でご連絡を差し上げたいと思います。以上です。

○ 山本会長

ただ今の中賃の日程につきまして、何かご質問等がありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。それでは、次に、3番目の議題の鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についての議題に入りたいと思います。

先ほど中所労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がありましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなります。従来から鹿児島県最低賃金の審議におきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用してはおりません。

審議会令第6条第5項で、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と規定しております。

これは、どういうことかと言いますと、原則として県の最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最賃専門部会で決まったことをもって、この本審の決議とすることができるということを意味しております。

しかしながら、第6条第5項を適用しないということになりますと、県最賃の専門部会で決まったことを、再度本審に上げていただいて、本審で最終的な決議をするという意味になります。

鹿児島県の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げて、本審で、再度、決議するということを続けてきております。

従いまして、本年度もこれまでと同様に、第6条第5項を適用しないことにしまして、専門部会の決議だけではなくて、そのあと本審の決議を必要とするしたいと思います。それでよろしいか皆さんにお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、皆さんご異議ないということで、本年度も鹿児島県最低賃金の審議につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないで、本審の決議を必要とするという扱いにさせていただきます。

○ 山本会長

次に、4番目の議題に入ります。

4番目の議題は、産業別最低賃金の改正に関する申出についてです。これにつきまして、事務局より説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

それでは、産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について、ご説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、平成20年の最低賃金法改正により、法律上は、特定最低賃金と呼ばれることになりました。しかし、事実上、産業別最低賃金という名称を使ってきた経緯がございますので、この説明でも、産業別最低賃金と表現いたします。

さて、産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入ることとなっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、百貨店、総合スーパー、自動車(新車)小売業の3業種について決定されております。例年、それぞれの産業別最低賃金の改正等の申出を、それぞれの関係労働団体から受けております。

今日現在の状況では、改正等の申出を行いたいという意向表明が、本年3月に、2つの関係労働団体から提出されております。その写しが、お手元の資料、青色のインデックス4①と4②でございます。インデックス4①の意向表明は、自動車(新車)小売業に関するものでございます。令和4年3月14日、自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より意向表明の提出があり、同日受理しております。インデックス4②の意向表明は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関するものでございます。令和4年3月15日、京セラ労働組合国支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より意向表明の提出があり、同日受理しております。

例年7月に、改正の申出がなされます。それを受けまして、まず第2回本審において、産業別最低賃金の改正の必要性に関する諮問を行います。その後、運営小委員会にて、必要性の有無の審議を行っていただきます。運営小委員会で、改正の必要性有りと結論が出た場合には、それを受けまして、本審で、必要性答申を行います。その後、本審にて、金額改正諮問を行い、そして、それぞれの専門部会で金額審議を行うという流れになります。

産業別最低賃金につきましては、平成14年12月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告がございます。お手元にお持ちでしたら、最低賃金決定要覧の221ページから224ページをご覧ください。平成14年12月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることがうたわれております。

赤色のインデックスで、資料2鹿児島地方最低賃金審議会運営規程集のうち、⑤中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてをご覧ください。関係労使のイ

ニシアティブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についての中で、改善を図るため、関係労使当事者間の意思疎通、関係労使の参加による必要性審議、金額審議における全会一致の議決に向けた努力、関係労使の自主的な努力による周知及び履行、適用労働者数等の通知などについて全会一致で決定しております。そのうちの適用労働者数等の通知につきましては、青色インデックス5①と5②のとおり、関係労使あてに、既に通知しているところでございます。

また、産業別最低賃金につきましては、最低賃金審議会令第6条第5号に基づき、専門部会の結審をもって、本審の決定とすることができるとなっております。そのため、このことにつきましては、今後の本審の中で、その取り扱いをどうするかをお決めいただくこととなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○ 山本会長

産業別最低賃金の改正に関する申し出につきまして、ただ今説明がありましたが、今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。例年どおりということですが、よろしいでしょうか。

○ 山本会長

次に、5番目の議題、運営小委員会の委員の指名についてに入りたいと思います。この件につきまして、事務局からの説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

それでは、運営小委員会の委員の指名につきまして、ご説明いたします。

運営小委員会は、お手元の赤色のインデックスの参考資料2の①の審議会運営規程第3条によりますと、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができるとなっております。

実際には、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっております。先ほどご説明させていただきましたとおり、本年3月に申出の意向表明が提出されております。

また、運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の③の運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成する。委員は、審議会の議決により会長が指名するとなっているところです。以上です。

○ 山本会長

それでは、これまでの慣行に沿いまして、本年度も公・労・使各側で協議していただきまして、それぞれ3名ずつのご推薦をお願いしたいと思います。

公益委員につきましては、既に6月20日の公益委員会で協議済みでありまして、志賀委員、原田委員、松枝委員が推薦されておりますので、この場でご報告いたします。

労側、使側、もし決まっておりますら、ここで発表していただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、労側は。

○ 白石委員

労側からは、喜納委員、日高委員、そして私白石でございます。

○ 山本会長

それでは、使側は、いかがでしょうか。

○ 濱上委員

使用者委員からは、岩重委員、瀬平委員、そして私濱上の3名でございます。

○ 山本会長

それでは、労使双方からご推薦いただきましたので、運営小委員会の委員として次の方々を指名したいと思います。

労働者側からは、喜納委員、白石委員、日高委員、使用者側からは、岩重委員、瀬平委員、濱上委員、公益からは、先ほど申し上げました志賀委員、原田委員、松枝委員、以上9名ということになります。以上の9名で運営小委員会をご担当いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 山本会長

次に、6番目の議題です。今後の日程調整についてということです。

事務局より説明をお願いします。

○ 松下賃金室長補佐

只今、机上配布しました令和4年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案に基づいてご説明いたします。

今からご説明します日程案は、中央最低賃金審議会の目安が7月27日までに答申されることを前提にしたものであり、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。

日程案の表面をご覧ください。本日が第1回本審でございます。第2回本審は、中央最低賃金審議会から出された目安答申の伝達という内容ですので、目安答申が出された後ということになります。事務局案としましては、第2回本審を、7月29日金曜日15時から、鹿児島合同庁舎第2会議室（本日と同じ会場）で、開催させていただきたいと考えております。第2回本審では、産業別最低賃金の改正の必要性についても諮問させていただく予定でございますので、改正の申出につきましては、事務手続き等の関係から、7月22日金曜日までとさせていただきたいと考えております。

県最賃専門部会の日程についてでございます。事務局案としましては、第1回専門部会につきまして、昨年度は、第2回本審後に開催していましたが、第2回本審後に開催しますと、審議スケジュールが非常にタイトな日程となることが予想されるところです。また、第1回専門部会における審議内容につきましては、部会長等の選出、関係労使の意見陳述、労使各側の基本的な考え方などであり、具体的な金額審議は第2回以降となりますので、第2回本審前の7月22日金曜日14時から、鹿児島合同庁舎第1会議室において開催したいと考えております。

第2回専門部会は、8月1日月曜日14時から、鹿児島合同庁舎第2会議室において、第3回専門部会は、8月5日金曜日10時から、鹿児島合同庁舎第2会議室において、第4回専門部会は、8月8日月曜日10時から、鹿児島合同庁舎第2会議室において、第5回専門部会は、8月10日水曜日10時から、鹿児島合同庁舎第2会議室においてという日程案を、事務局の方では考えております。

第3回本審につきましては、できる限り早い発効を考慮し、結審した専門部会と同じ日の開催を事務局案として考えております。昨年度までは、専門部会を14時から開催し、第3回本審を18時から開催しましたが、本年度は、第3回以降の専門部会を10時から開催しますので、第3回本審を15時からと考えております。本審のみの委員の皆様には、専門部会終了後すぐに、その日の開催の有無を、携帯電話やメール等で連絡させていただきたくて予定でございます。

日程案の裏面をご覧ください。異議申し立てがあった場合の第4回本審については、第3回本審と同様に、できるだけ早い発効を考慮して、異議申出締切の翌日で、第3回県最賃専門部会で結審した場合は、8月23日火曜日10時から、第4回県最賃専門部会で結審した場合は、8月24日水曜日10時から、第5回県最賃専門部会で結審した場合は、8月26日金曜日10時から、場所は、いずれの日も、鹿児島合同庁舎第2会議室において開催させていただければと考えております。

また、運営小委員会は、審議を十分尽くしていただけるように、現在、予備日を含めて複数回の日程を調整しております。1回目は8月16日火曜日14時から、鹿児島合同庁舎第2会議室において、2回目は8月17日水曜日14時から、鹿児島合同庁舎第1会議室において、開催させていただきたいと考えております。なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様には、1回目に参加していただくことにしたいと考えております。したがって、運営小委員会のオブザーバー推薦につきましては、8月10日水曜日までの提出を予定しております。詳細につきましては、第2回本審において提案したいと考えております。

事務局案につきましては以上でございます。日程案はいずれも、中央最低賃金審議会の目安が7月27日までに答申されることを前提としたもので、あくまでも事務局案として提案させていただきます。これで説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○ 山本会長

ただ今、事務局から、次回の第2回本審を7月29日の15時からという予定が提案されました。これは、7月27日までの中賃での目安が出されるという前提になりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

特にご異議ないものと思います。

次に、第2回本審に産業別最低賃金の改正の必要性を諮問しますので、改正の申出を、7月22日金曜日までに提出してもらいたいというご提案がございましたが、これについてもいかがでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

よろしいでしょうか。それでは、そのようにしたいと思います。

次に、専門部会ではありますが、第1回専門部会は、第2回本審前の7月22日金曜日の14時から、第2回専門部会は、8月1日月曜日の14時から、第3回専門部会は、8月5日金曜日の10時から、第4回専門部会は、8月8日月曜日の10時から、第5回専門部会は、8月10日水曜日の10時から、こういう予定が、提案されましたが、この提案に沿ってすすめるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

次に、第3回本審につきまして、効力発生日をできるだけ早くするために、専門部会で結審した同じ日に開催をするということでご提案がありました。昨年度までは、専門部会を14時から開催し、第3回本審を18時から開催するというようにしておりましたが、本年度は、専門部会を10時からということですので、第3回本審を15時からということになりますが、それによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

次に、異議申し立てがあった場合の第4回本審ですが、できるだけ早い発効ということを考慮しまして、異議申出締切の翌日に開催することとなります。第3回本審が8月5日に開催された場合は8月23日火曜日の10時から、第3回本審が8月6日に開催された場合は8月24日水曜日の10時から、第3回本審が8月10日に開催された場合は8月26日金曜日の10時から開催させていただきたいという提案でありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

最後に、第1回運営小委員会を8月16日火曜日の14時から、第2回運営小委員会を8月17日水曜日の14時から、開催したいというご提案がありましたが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

ありがとうございます。それでは、提案されました事務局案どおりに進めさせていただきたいと思います。以上の日程につきまして、何かほかにご意見、ご質問などはありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本会長

次に、7番目の議題の最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについてに入りたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○ 勝田賃金室長

最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いにつきましては、昨年度は、第2回本審において説明させていただきましたが、今年度は、第2回本審前に第1回専門部会を開催することとしましたので、第1回本審において説明いたします。

最低賃金法第25条で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、青色のインデックス資料6をご覧ください。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。最低賃金法第25条5項によると、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、関係労使からの意見聴取の公示を行うこととしております。公示の期間を7月4日から7月21日までとしていますが、意見書の提出も想定される場所です。

意見陳述の取扱いにつきましては、意見書が提出されることを想定して、7月22日の第1回専門部会で、例年と同様の枠組みとのことで、複数人でも時間は10分以内で意見陳述をうけることとさせていただきたいと考えています。

ただ、意見陳述の取扱いにつきましては、これまで専門部会でお決めいただいていた経緯がございますので、7月22日の第1回専門部会の冒頭で、その可否と、例年と同様の枠組みでよいか正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第1回専門部会の中で、金額審議の前に、意見陳述を受けることとさせていただきたいと思います。以上です。

○ 山本会長

意見陳述の機会につきまして、今、事務局より説明があったかと思いますが、実際には、専門部会で決して行くとなりますが、何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 山本会長

それでは、最後の議題、その他でありますけれども、何か皆様方からありますでしょうか。

○ 山本会長

よろしいでしょうか。それでは、事務局から何かありますでしょうか。

○ 勝田賃金室長

私の方から2点ございます。

1点目はお願い事でございます。6番目の議題、今後の日程調整の件です。

先ほど、中賃の目安が7月27日までに答申されることを前提とした案をご了承いただいたところですが、万が一、目安答申が7月28日以降にずれ込んだ場合につきましては、可能な限り、現在、確保していただいている日時を生かす形で、委員の皆様と調整させていただきたいと考えておりますので、その際にはどうぞご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2点目は、先ほど令和4年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定により、これを審議していただく専門部会を設置することになります。このため、事務局で専門部会委員の推薦の公示をいたしますが、専門部会の開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示は7月19日火曜日までとさせていただきたいと思っております。時間的に余裕がなく誠に申し訳ございませんが、よろしくお願い申し上げます。

○ 中所労働局長

私からもお願いがございます。

本年度の審議日程につきましては、今後の中賃答申が7月下旬の予定となっておりますことから、昨年以上に厳しい日程でのご審議となりとなります。

審議におきましては、委員の皆様にご苦勞をおかけすることになりますが、労使双方が納得する形で、結論を出せるよう真摯かつ積極的な議論を期待したいと思います。

このような状況につきましても、何卒ご理解いただき、今後の審議会の円滑な運営に格別のご尽力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

○ 山本会長

ただ今、日程等の追加の説明がございました。それで、専門部会の委員推薦の公示は、専門部会が7月22日に開催されますので、7月19日までということがご提案されましたが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 山本会長

それでは、そのようにしたいと思います。他にご意見等がなければ、最後に、議事録の確認していただく方を指名したいと思います。

労側は、白石委員、よろしいでしょうか。

○ 白石委員

はい。

○ 山本会長

使側は、濱上委員、よろしいでしょうか。

○ 濱上委員

はい。

○ 山本会長

それでは、お二人にお願いしたいと思います。以上をもちまして、本日の第1回目の審議会を終了します。どうもありがとうございました。